

第2次(平成26～30年度) 島田市男女共同参画行動計画(案)

目標

**男女共同参画社会の実現**  
-互いに尊重し、支えあう、  
心豊かな社会の実現-

<条例の基本理念>

- 第3条 男女の人権の尊重
- 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- 第5条 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保
- 第6条 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立
- 第7条 国際的視野の下での男女共同参画
- 第8条 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

基本的施策

1.男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

2.男女の人権を尊重する教育や学習の充実

3.政策・方針決定過程への女性の参画拡大

4.ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境整備

5.就労の場における男女平等の推進

6.地域における男女共同参画の推進

7.生涯を通じた男女の健康支援

8.女性に対する暴力の根絶  
【島田市DV基本計画】

9.国際的視野の下での男女共同参画

施策の方向性

1-1 男女共同参画の推進に関する調査・研究及び情報の提供  
1-2 男女共同参画の視点に立った行政施策の展開  
1-3 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

2-1 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実  
2-2 家庭・地域における男女平等の啓発・学習機会の提供  
2-3 職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

3-1 市政、審議会等への女性の参画促進  
3-2 職場における女性の積極的登用  
3-3 地域、各種団体における女性の参画促進  
3-4 女性の人材育成

4-1 男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実  
4-2 ひとり親家庭等への支援策の充実  
4-3 高齢者・障害のある人が安心して暮らせる環境の整備  
4-4 家事、子育て、介護など家庭生活への男女共同参画の推進

5-1 男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進  
5-2 就労環境の改善のための多様な情報提供  
5-3 女性の就業意識向上・能力発揮支援

6-1 地域の一員としての地域活動への男女の平等な参画促進  
6-2 地域活動団体等の育成支援  
6-3 男女共同参画の視点を持った防災等の推進

7-1 ライフステージに応じた健康支援  
7-2 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

8-1 女性に対する暴力根絶へ向けた啓発、教育の充実  
8-2 相談体制の充実と関係機関との連携  
8-3 被害者の安全保護と自立支援  
8-4 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

9-1 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進  
9-2 国際交流等を通しての多様な価値観の理解推進

## 基本的施策 1 男女共同参画の視点に立った

### 社会制度・慣行の見直し

#### 《現状と課題》

これまで男女共同参画の視点に立った法律・制度の整備や意識啓発等が推進されてきたことから、性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつあります。当市の住民アンケートの結果をみると、「各分野における男女平等感」に関して「平等」と回答する割合が全項目で平成11年度に比べ増加しています。一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は37.2%となっており、慣行が見直されるまでには至っていないことがうかがえます。

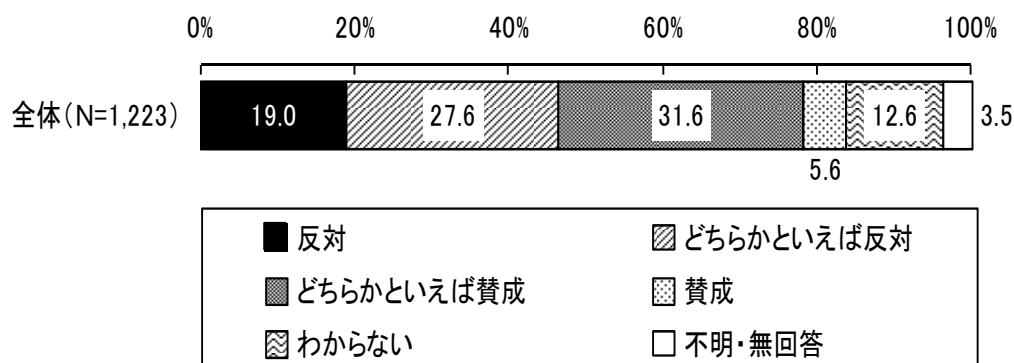
こうしたことから今後は、情報提供や意識啓発を中心とした取組から、幅広い年齢層に身近でわかりやすく、家庭や地域での男女共同参画の実践につながる施策や男女間や世代間での意識の違いにも留意した施策を推進していく必要があります。

#### 【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

- 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- 第10条 市民の責務
- 第20条 情報提供及び広報活動

#### 家庭での役割分担に関する意識

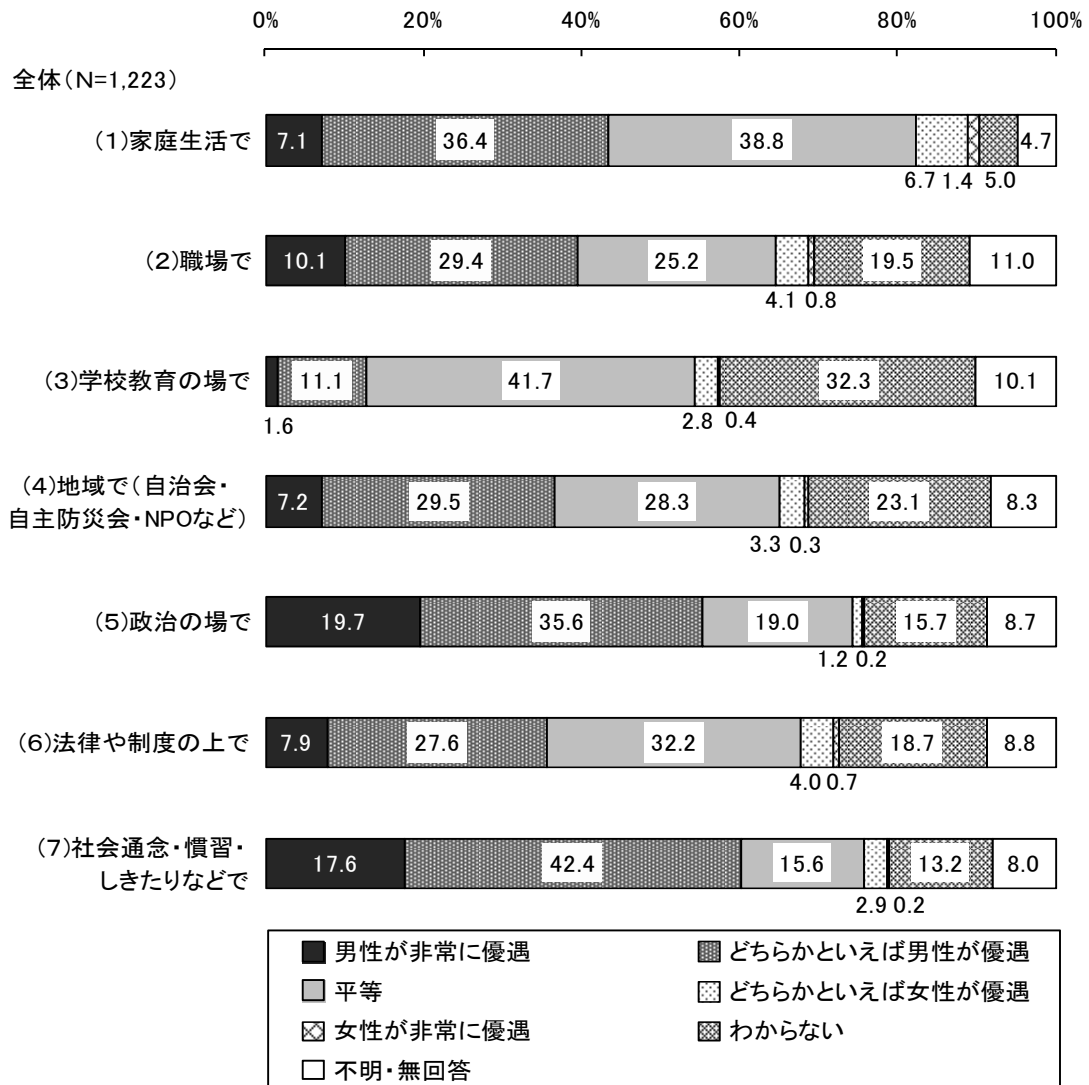
(設問) あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。



資料：「島田市総合計画 後期計画」策定にかかる住民アンケート調査(平成25年8月)

## 各分野における男女平等感

(設問) あなたは、次の分野で男女が平等であると思いますか。

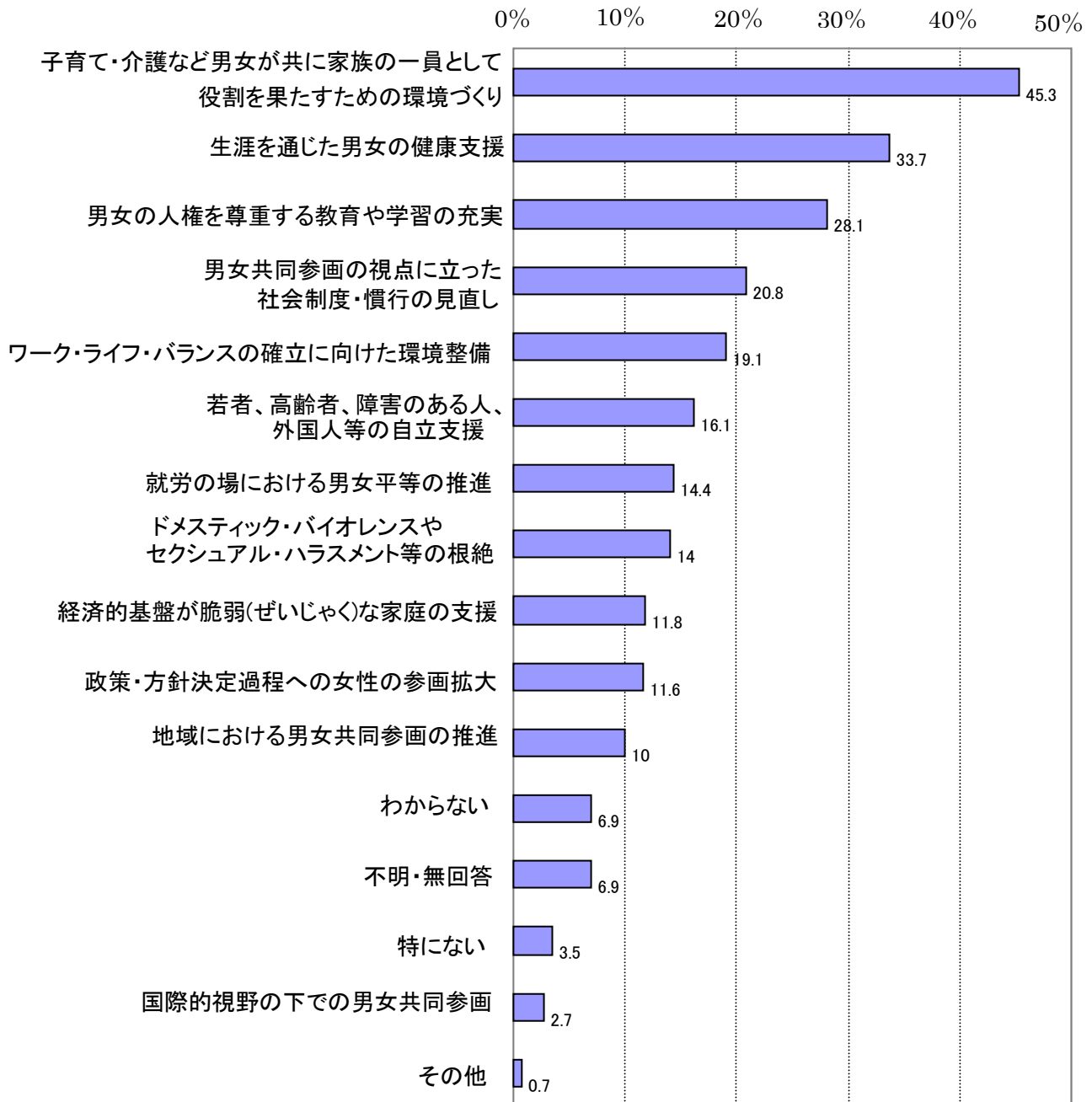


資料：「島田市総合計画 後期計画」策定にかかる住民アンケート調査(平成 25 年 8 月)

## 男女共同参画社会実現のために重要な取組

(設問) 男女共同参画を進めるため、島田市の施策に希望するものは何ですか。

全体 (N=1,223)



資料：「島田市総合計画 後期計画」策定にかかる住民アンケート調査（平成 25 年 8 月）

## 《施策の方向性》

### (1) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報の提供

男女共同参画に関する調査や研究を行うとともに、市民にわかりやすい情報提供を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
1	広報紙等による情報提供と啓発	広報しまだ・FM 島田・ホームページなどのメディアを使い、男女共同参画に関する情報を提供する。 また、男女共同参画情報紙「パレット」を発行し、情報提供及び意識啓発を行う。	男女共同参画社会を身近なものと思える情報提供	継続
2	市民の意識・実態調査の実施	一般市民及び企業を対象とした男女共同参画に関する意識調査・実態調査を実施し、状況把握を行う。	男女共同参画行動計画の実績の検証・評価	継続
3	市職員の意識・実態調査の実施	市職員を対象に男女共同参画に関する意識・実態調査を実施し、状況把握を行う。	男女共同参画行動計画の実績の検証・評価	継続
4	男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画に関する統計資料や図書等、情報を収集するとともに、市民に情報提供を行う。 また、図書館に男女共同参画に関する特集コーナーを設置し、情報提供を行う。	男女共同参画社会を身近なものと思える情報提供	継続

## (2) 男女共同参画の視点に立った行政施策の展開

社会制度や慣行について見直すため、まず行政が率先して男女共同参画の視点に立って行政施策を推進するほか、様々な機会を通じて普及・啓発活動を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
5	男女共同参画に関する講演会等の開催	一般市民を対象とした講演会や「男女共同参画の日」の街頭広報を実施する。 また、啓発推進員による男女共同参画啓発の出前講座を実施する。	男女共同参画について考える機会となる啓発事業の実施	継続
6	条例・行動計画等についての普及・啓発	条例及び行動計画、法制度の普及啓発に努めるとともに行動計画の実施計画の進捗の管理及び公表を行う。	進捗状況のわかりやすい形での公表	継続
7	男女共同参画に関する情報発信をするグループの育成・支援	啓発推進員の拡充に努めるほか、グループの育成支援を行う。	男性推進員の参加の促進	継続
8	男女共同参画推進のためのネットワークの拡充	男女共同参画社会づくり宣言事業所のネットワークを形成し、市と協働して研修会の開催や啓発活動を行う。	就労の場での男女共同参画について雇用者側で考える場の提供	継続
9	市刊行物の表現方法の点検	市刊行物について固定的な性別役割分担意識を助長するような表現を用いることのないよう努める。	男女共同参画の推進は全庁的に取り組むべき施策という意識づけ	新規

### (3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

男性自身が男性の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が協力して家庭生活や地域生活にかかわれるよう、情報提供、啓発や支援事業を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
10	男性を対象とした講座等の開催	男性を対象とした講座等を開催し、男性に対する男女共同参画意識の啓発を行う。	男性が参加しやすい日時の設定と男女共同参画に関するテーマの盛り込み	新規
11	男女の心の健康支援	心の健康問題に対する理解を深めるため、啓発活動を行うとともに男性・女性それぞれの相談・支援体制の充実に努める。	男女ともに参加しやすい講座の開催と利用しやすい相談の実施	新規
12	家庭や地域等で活躍する男性の情報発信	イクメン(※)・カジダン(※)などのロールモデル(具体例)を広報紙等で情報発信し啓発を行う。	男女共同参画について考える機会となる啓発の実施	新規

※ イクメン: 育児を積極的に率先して行う男性、育児を楽しんで行う男性

※ カジダン: 家事に積極的に取り組む男性

## 基本的施策2 男女の人権を尊重する教育や学習の充実

### 《現状と課題》

男女共同参画社会を実現するためには、生涯にわたり、学校・家庭・地域・職場などのあらゆる場において、男女の人権尊重と男女平等の教育や学習の充実が不可欠です。学校教育の場では、発達段階に応じた教育や学習が必要であることから、研修会等を通じて教職員の人権尊重の意識の向上が図られてきております。また、家庭・地域においても、子ども一人ひとりの人権を尊重し、性別にかかわらず、個性や能力が発揮されるように保護者や市民に対して情報や学習機会が提供されることが必要です。

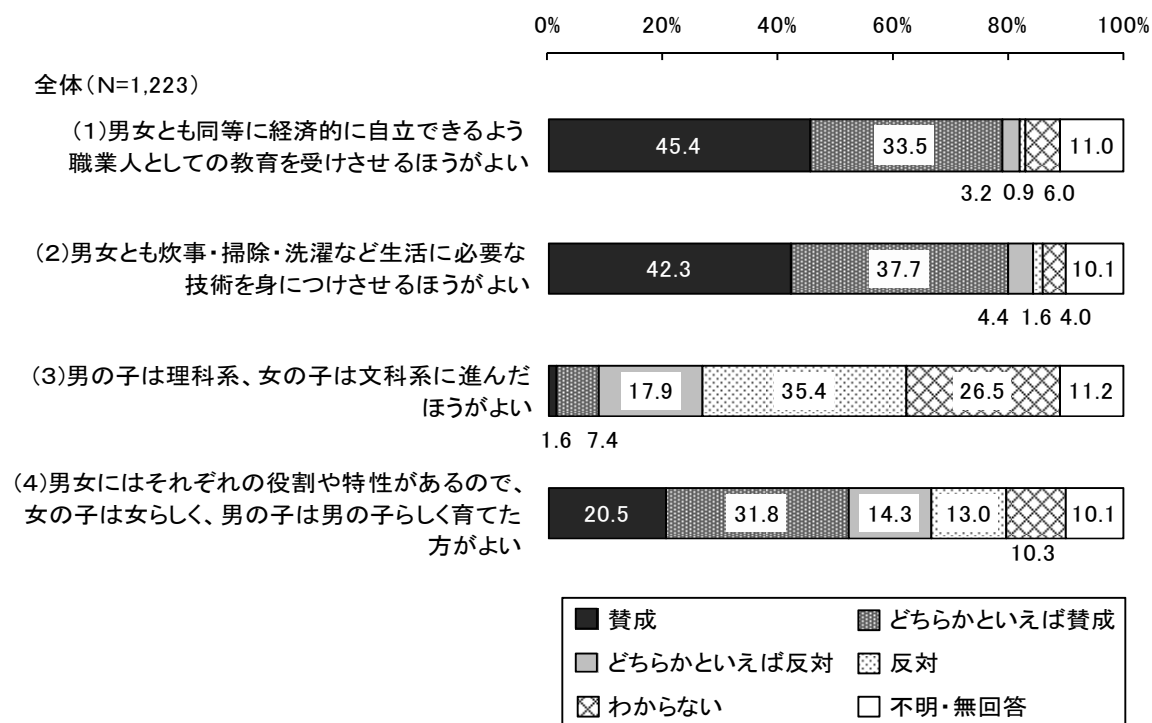
【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第3条 男女の人権の尊重

第13条 地域における男女共同参画の推進

第14条 教育の場における男女共同参画の推進

### 子どもの教育やしつけの意識



資料：「島田市総合計画 後期計画」策定にかかる住民アンケート調査(平成25年8月)



## 《施策の方向性》

### (1) 教育現場における男女の人権を尊重する教育や学習の充実

男女共同参画社会の実現のため、幼児期も含めた教育現場において、発達段階に応じ男女の人権を尊重する教育・学習の充実を図ります。あわせて、教職員等指導者に対する研修の充実を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
13	男女平等・人権教育の実施	小中学校、高校における人権教育出前講座を開催する。 また、男女共同参画意識につながる児童・生徒向け講座等を開催する。	人権尊重・男女平等について考える機会の提供	継続
14	男女共同参画に関する図書資料等教材の充実	小・中学校図書室に男女共同参画に関する副読本、わかりやすい解説書等を整備し、教材として活用を図る。	人権尊重・男女平等について考える機会の提供	継続
15	教育相談室の充実	教育相談室を設置し、面談・電話による教育相談を実施する。	人権尊重・男女平等の立場に立った相談の実施	継続
16	教職員等の研修の充実	各校の人権教育担当者に研修会等を開催する。 また、保育士等の研修会に男女平等や人権尊重に関するテーマを取り入れる。	人権尊重・男女平等の立場に立った研修の実施	新規
17	性別にとらわれない進路指導の充実	進路指導について、性別にとらわれないことなく、児童生徒の特性を生かした指導に努める。 また、進路指導の参考として利用してもらうよう、市内高等学校へ情報紙「パレット」の配布などの情報提供を行う。	男女平等の立場に立った進路指導及び適切な情報の提供	継続
18	学校教育現場における性教育の推進・充実	「自他の尊重を基本とした性教育」を各学年において実施する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※の立場に立った性教育の推進	継続

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口／開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通しての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## (2) 家庭・地域における男女平等の啓発・学習機会の提供

家庭や地域において、男女平等意識を醸成するため、さまざまな機会を利用して情報提供、啓発活動や学習機会の提供を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
19	公民館等の各種講座と連携した男女共同参画の推進	社会教育講座等と連携し、男女共同参画社会に関する講座を開催する。	男女ともに参加しやすい日時の設定と男女共同参画について考える機会となる講座の開催	新規
20	PTA 活動等学校行事における男女共同参画の推進	保護者が参加しやすい時間や土・日を利用してPTA行事や学校行事を実施する。	男性・女性がともに参加しやすい日時の設定	継続
21	学校ボランティアにおける男女共同参画の推進	学校ボランティアについて、男女がともに参画しやすいように配慮する。	男性・女性がともに参加できる日時や業務の設定	継続
22	家庭教育学級を通じた男女共同参画の啓発	保護者が参加する家庭教育学級において、家庭・地域での男女共同参画を推進するため、母親以外の参加の拡大を図る。	男性・女性がともに参加しやすい内容や日時の設定	継続

### (3) 職場における男女平等の啓発・学習機会の提供

男女平等意識を醸成するため、就労の場におけるさまざまな機会を利用して啓発、情報や学習機会の提供を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
23	事業所・団体等への 広報紙等による啓発	事業所・団体等における男女平等意識の啓発のため、情報紙「パレット」や関連するパンフレット等を配布する。 また、市職員向けの人権・男女共同参画に係る情報提供や啓発を行う。	就労の場における男女共同参画について考える機会の提供と市職員への意識づけ	継続
24	男女共同参画に関する講演会等の開催	人権尊重、男女共同参画に関する講演会や啓発推進員による出前講座などを実施する。	男女共同参画について考える機会となる啓発の実施	継続

## 基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 《現状と課題》

男女がともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。国では女性の参画拡大に向けて、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になる」という目標を掲げています。

島田市の現状は、審議会等への女性の登用率の割合は低い状況にあり、事業所においても女性の登用が進んでいるとは言い難い状況です。

そのため、まず市が率先して女性管理職の登用を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、市民・事業所等においても女性の人材育成を進めることにより、女性の参画拡大に向けて取り組むことが必要となります。

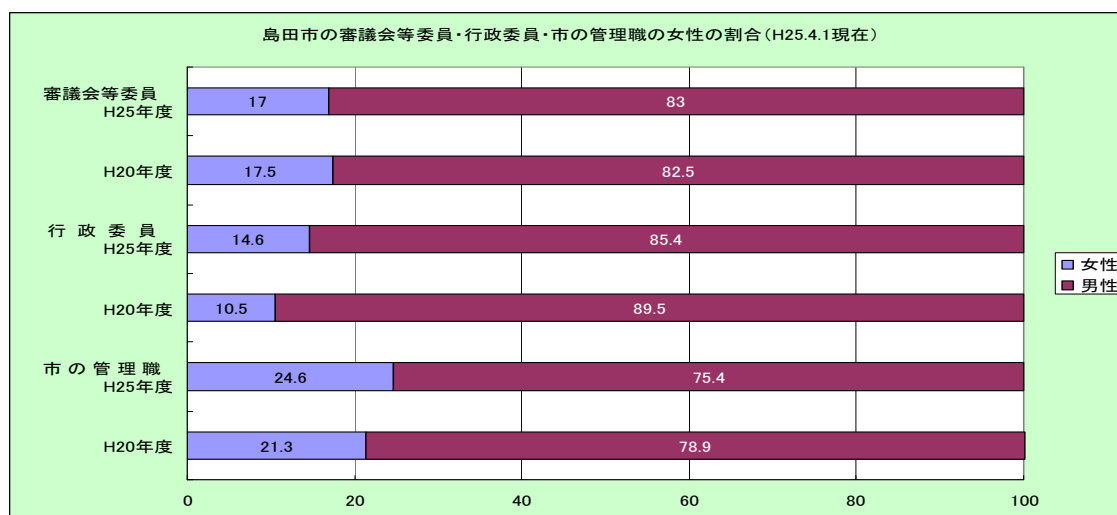
【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第5条 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保

第9条 市の責務

第11条 事業者の責務

### 島田市の審議会等委員・行政委員・市の管理職の女性の割合



※ 審議会等委員：法律または条例などの定めるところにより、調停、審査、審議又は調査などを行う機関の委員

※ 行政委員：法律の定めるところにより地方公共団体に置かなければならない委員会などの委員。教育委員、選挙管理委員会、監査委員など

※ 市の管理職：市の部課長

資料：平成25年度女性の公職参加状況調査（平成25年4月1日現在）

## 《施策の方向性》

### (1) 市政、審議会等への女性の参画促進

市の政策、審議会等への女性の積極的な参画を図り、多様な人材による意見を行政へ反映していきます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
25	市の審議会等各種委員会への女性委員の登用促進	市の審議会等各種委員会への女性の登用率の向上を目指す。	政策形成過程での女性の参画拡大	継続
26	新設する審議会、委員会等への女性登用の促進	新たな審議会、委員会等を設置する際には、女性の登用に配慮する。	女性の登用による多様な視点の導入	新規
27	市政・審議会等への女性の登用状況調査の実施	市の審議会・委員会等への女性の登用状況の調査を実施し、その結果を公表する。	女性の登用状況結果分析による方針の決定	継続

### (2) 職場における女性の積極的登用

市の政策、方針決定の場への女性の参画を推進するため、市職員への研修の充実や適正な人事評価により女性職員の管理職への登用を推進します。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
28	女性職員の管理・監督者への登用促進	管理者への女性の登用を積極的に行う。	政策形成過程での女性の参画拡大	継続
29	女性職員の研修実施	女性職員の職域の拡大や業務遂行能力の向上を図るため、女性職員に対する研修を実施する。	女性の登用に向けた人材育成	継続
30	プロジェクト等への女性の参画	職場のプロジェクト等への女性職員の登用・参画を図る。	女性の登用による多様な視点の導入	継続

### (3) 地域、各種団体における女性の参画促進

地域や各種団体における方針決定過程への女性の参画を促進するため、啓発事業を推進します。特に防災活動においては、女性の意見を反映させる計画づくりに努めます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
31	自治会への女性の登用促進	自治会へ女性の登用を促進するよう啓発を図る。	これまでの地域の慣習に対する男女それぞれの意識改革	継続
32	コミュニティ・ボランティア団体等の役員への女性の登用促進	コミュニティ・ボランティア団体等の役員へ女性の登用を促進するよう依頼する。	地域における政策形成過程での女性の参画拡大	継続
33	男女の均衡の取れたPTA役員体制の促進	PTA役員へ男女の偏りがいないような選出を図る。	さまざまな人材による多様な視点の導入	継続
34	避難所運営会議等への女性の登用促進	防災に女性の視点を反映させるため、女性の参画を促進する。	防災活動における男女共同参画の視点の反映	新規

### (4) 女性の人材育成

女性が政策・方針決定過程へ参画し、それぞれの能力を発揮するため、人材の育成や発掘、講座の開催、情報の提供に努めます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
35	女性の人材発掘と活用	様々な分野で活躍する女性の人材を発掘し、活用する。	多様な人材の能力の活用	継続
36	女性団体・グループの活動への支援	女性団体・グループに対して、情報を提供するなど活動を支援する。	男女共同参画の視点を持ったグループの育成	継続
37	女性リーダー育成のための学習機会の提供	市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定の場へ参画できる女性リーダーを育成するため、学習機会を提供する。	政策形成過程の場へ参画する女性リーダーの育成	継続
38	女性リーダー育成のための講座の開催	子育て支援などに関する女性リーダーの養成を目的に講座を開催する。	女性自身の意識や行動を改革し、能力を高める機会の提供	継続

## 基本的施策4 ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境整備

### 《現状と課題》

少子高齢化が進行する中で、男女が平等に参画できる社会を実現するためには、仕事と家庭や地域での生活のバランスをとり、性別にかかわらず能力を發揮できる環境整備をしていくことが重要です。女性も男性も働き方を見直し、家事・子育て・介護などとの両立をしていく必要があります。

そのため、男女が働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が重要となります。

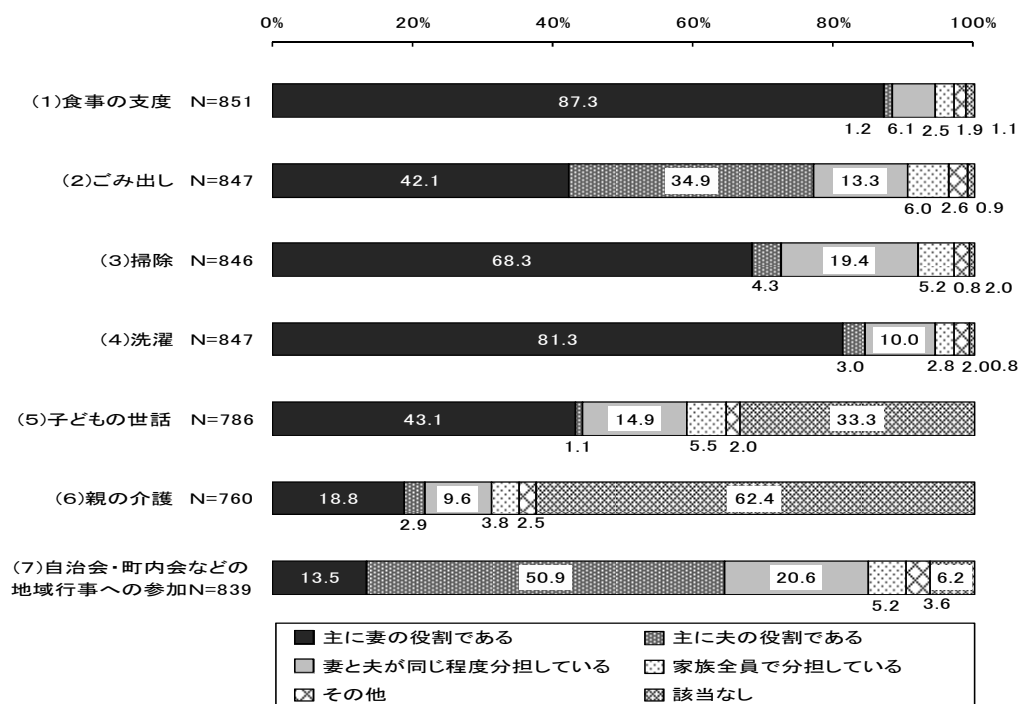
今後は、ワーク・ライフ・バランス実現のため、市民や事業所への啓発活動、子育てや介護支援サービスの充実など、環境づくりや取組を積極的に推進していきます。

【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第4条 家庭生活における活動と職業生活その他の社会における活動との両立

第11条 事業者の責務

### 家庭内での役割分担の状況



資料：「島田市総合計画 後期計画」策定にかかる住民アンケート調査(平成25年8月)

## 《施策の方向性》

### （１）男女がともに働きながら子育てできる体制、支援策の充実

男女がともに働きながら安心して子育てができるよう、さまざまな子育て支援事業を推進します。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
39	保育事業の充実	延長保育、一時保育、病後児保育、放課後児童クラブ等働く親を支援する保育サービスを推進する。	女性が継続して就業できるような多様な働き方を柔軟に選択できる環境の整備	継続
40	育児休業・介護休業制度の周知	広報紙等を活用して制度の周知と利用促進を図る。	ワーク・ライフ・バランスの視点から、制度の定着について事業主や労働者への普及啓発	継続
41	市職員における育児休業制度の利用促進	市が率先して男女とも育児休業制度等を活用しやすい環境整備を行う。	市役所が率先した男性の育休取得率の向上	継続
42	子育て支援事業の充実	子育て支援センター、育児サポーター派遣事業など、多様なニーズに対応した子育て支援事業を推進する。	男女が安心して子どもを産み育てることができ的事业の推進	継続

### （２）ひとり親家庭等への支援策の充実

ひとり親家庭等へ生活の安定を図るための支援を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
43	ひとり親家庭支援事業の充実	ひとり親家庭に対し、医療費助成・児童扶養手当等の援助を行うほか、支援員による相談・情報提供を行う。	生活が困難な状況に置かれた男女が、安心して生活できる環境の整備	継続
44	児童・生徒への就学援助	経済的理由により就学困難な家庭に対し、小中学生の就学に要する経費を援助する。	経済的理由により就学困難な家庭が、安心して生活できる支援	継続



### (3) 高齢者・障害のある人が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点から、年齢や障害の有無にかかわらず、いきいきと安心して暮らせる環境の整備を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
45	介護相談員派遣事業の充実	介護相談員を介護保険施設等へ派遣し、介護サービスの質の向上を図る。	男女がともに介護にかかわれる相談体制の整備	継続
46	生きがい対応型デイサービス事業(※)の男性の利用促進	高齢者のデイサービス事業について、男性も利用しやすいよう促進を図る。	男女がともに参加しやすい事業の実施	継続
47	高齢者保健福祉計画の周知・推進	高齢者保健福祉計画の周知を行い、共同参画の視点を含めて推進する。	高齢者が男女ともに、安心して暮らせるための支援	新規
48	地域における高齢者の居場所づくりの促進	高齢者に公会堂等を開放し、地域における居場所づくりを推進する。	高齢者が男女ともに、地域で孤立せず暮らせるための支援	新規
49	障害者計画の周知・推進	障害者計画の周知を行い、共同参画の視点を含めて推進する。	障害のある人が性別にかかわらず、安心して暮らせるための支援	新規
50	精神保健福祉講座の実施	精神障害を正しく理解し、認識してもらうため、啓発講座を開催する。	障害のある人が性別にかかわらず、安心して暮らせるための啓発	継続
51	障害児の療育、相談支援事業の充実	発達が気になる児童や障害のある児童のそれぞれの成長段階における相談支援・療育指導を充実させる。また、小中学生においては、特別な支援教育が必要な児童に対し、教育支援員を配置し支援する。	障害のある児童・生徒が性別にかかわらず、いきいきと安心して暮らせるための支援	継続

※生きがい対応型デイサービス事業

高齢者に対し、日常動作訓練(介護予防体操、口腔ケア等)や生きがい活動などのサービスを提供し、高齢者が社会的に孤立したり、要介護状態になることなどを予防する事業

#### (4) 家事、子育て、介護など家庭生活への男女共同参画の推進

男女がともに家事、子育てや介護等に主体的に関わり、責任を担うことができるよう家庭や地域での生活への主体的な取組を進めるための広報や講座を開催するとともに、働き方の見直しに関する啓発活動を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
52	家庭生活、地域生活における男女共同参画に関する啓発	フォーラム、情報紙、セミナー等で啓発を図る。	さまざまな機会をとらえての啓発	継続
53	市職員におけるワーク・ライフ・バランスの促進	定時退庁日の徹底や適正な人事配置による残業時間の削減により、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。	市が率先したワーク・ライフ・バランスの推進	継続
54	家族介護教室の開催	家族の介護についての認識を高める講座を開催する。	男女、とりわけ男性が介護に主体的に関われるような講座の開催	継続

## 基本的施策5 就労の場における男女平等の推進

### 《現状と課題》

性別にかかわらず男女がともに、その能力や個性を十分発揮できる環境を整えることは、男女共同参画社会づくりを実現する上で重要な条件となります。男女雇用機会均等法の改正などにより女性の働く環境は整備されつつありますが、雇用の状況や昇進、賃金など労働環境の格差はいまだに残っているのが現状です。また、少子高齢化による労働力人口の減少により、多様な分野で男女ともに人材の確保を図ることが重要となります。

本市においても20歳代後半から30歳代にかけての女性の労働力率は、ほかの年代と比べて落ち込んでおり、女性が職場で十分な能力が発揮できる環境づくりや、再就職時における就労支援の充実などを図る必要があります。

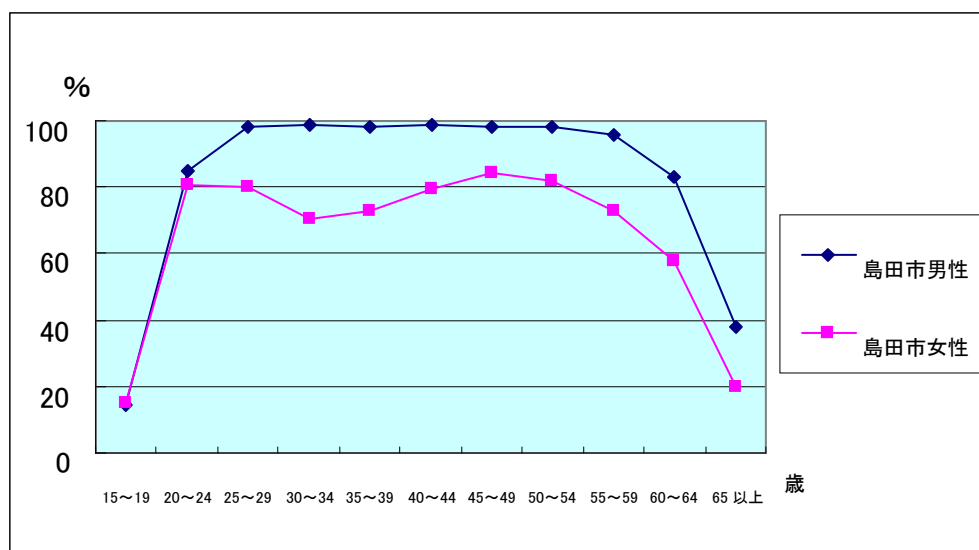
今後は、性別にかかわらず個性と能力に応じ、それぞれのライフスタイルに応じた、多様でかつ柔軟な働き方を選択できる環境づくりを推進する必要があります。

【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第5条 政策等の立案及び決定における男女共同参画の機会の確保

第10条 事業者の責務

### 男女の年齢階級別労働率



資料：平成22年国勢調査

## 《施策の方向性》

### (1) 男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進

男女の平等な雇用や労働を確保するための制度の周知や仕組みづくりに取り組みます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
55	総合評価競争入札(※)の評価基準の加点制度の実施	男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業者に対し、総合評価競争入札において加点を行う制度を実施する。	男女がともに働きやすい環境づくりへの取組の促進	継続
56	家族経営協定(※)の締結促進	農業経営において女性の就業条件を明確にするため、家族経営協定について啓発し、締結の促進をする。	仕事と生活との調和を促進し、男女がともに参画する農業経営の促進	継続
57	「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進	「男女共同参画社会づくり宣言」(県事業)についての周知を図り、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所を発掘する。	男性を中心とした働き方の見直しや長時間労働の抑制など、事業所の自主的な取組の促進	継続

※ 総合評価競争入札

従来の価格のみでの競争により落札業者を決めるのではなく、価格と価格以外の要素(企業の技術力や社会貢献度等)を総合的に評価し、落札業者を決める入札方式

※ 家族経営協定

農家における家族員の平等な経営参画を保障するために、家族員相互間で、就労条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを行うこと。

## (2) 就労環境の改善のための多様な情報提供

男女がともに働きやすい職場環境づくりを推進するための多様な情報提供に努めます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
58	働きやすい職場環境づくりに関する資料・情報の提供	ハローワークと共同して、市内事業所に対し、女性の就労、再就職に関する情報を提供する。	女性の労働力率におけるM字カーブ(※)問題の解消	継続
59	高等学校と事業所との就職情報交流	ハローワークが主催する企業と高等学校等との交流会に協力するなど、若者の就労支援を行う。	男女の雇用の均等機会の促進	継続
60	事業主・人事担当者に対するポジティブ・アクション(※)に関する情報の提供	事業所等における女性職員の能力発揮の促進についての取組方法に関する情報を提供する。	企業のポジティブ・アクションの取組の促進	継続

※ M字カーブ

日本人女性の年齢階級別の労働力率をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代での出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られることから、このグラフの形態を指し、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語として使われている。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

雇用や教育の場などで、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、一定の登用率を設けるなどの性別格差解消為の積極的格差改善措置のことを言う。

## (3) 女性の就業意識向上・能力発揮支援

女性がその能力を十分に発揮できるよう、再就職や就労の支援をします。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
61	女性の起業や再就職への支援	商工団体や事業所と連携して、起業に関するセミナーの開催に協力し、女性の起業や再就職を支援する。	ライフステージに応じた多様な働き方を柔軟に選択できるような支援	新規
(60)	事業主・人事担当者に対するポジティブ・アクション※に関する情報の提供(再掲)	事業所等における女性職員の能力発揮の促進についての取組方法に関する情報を提供する。	企業のポジティブ・アクションの取組の促進	継続

## 基本的施策6 地域における男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

自治会、町内会などにおける地域活動の場においては、実際には女性がその活動の多くを担っていても、組織の代表者は男性である場合が多く、女性がその役割に見合った意思決定過程への参画が十分出来ていないという実態があります。

今後は、男女がともに地域住民の一人として多様な意見を出し合い、協力するよう働きかける支援策が必要となっています。

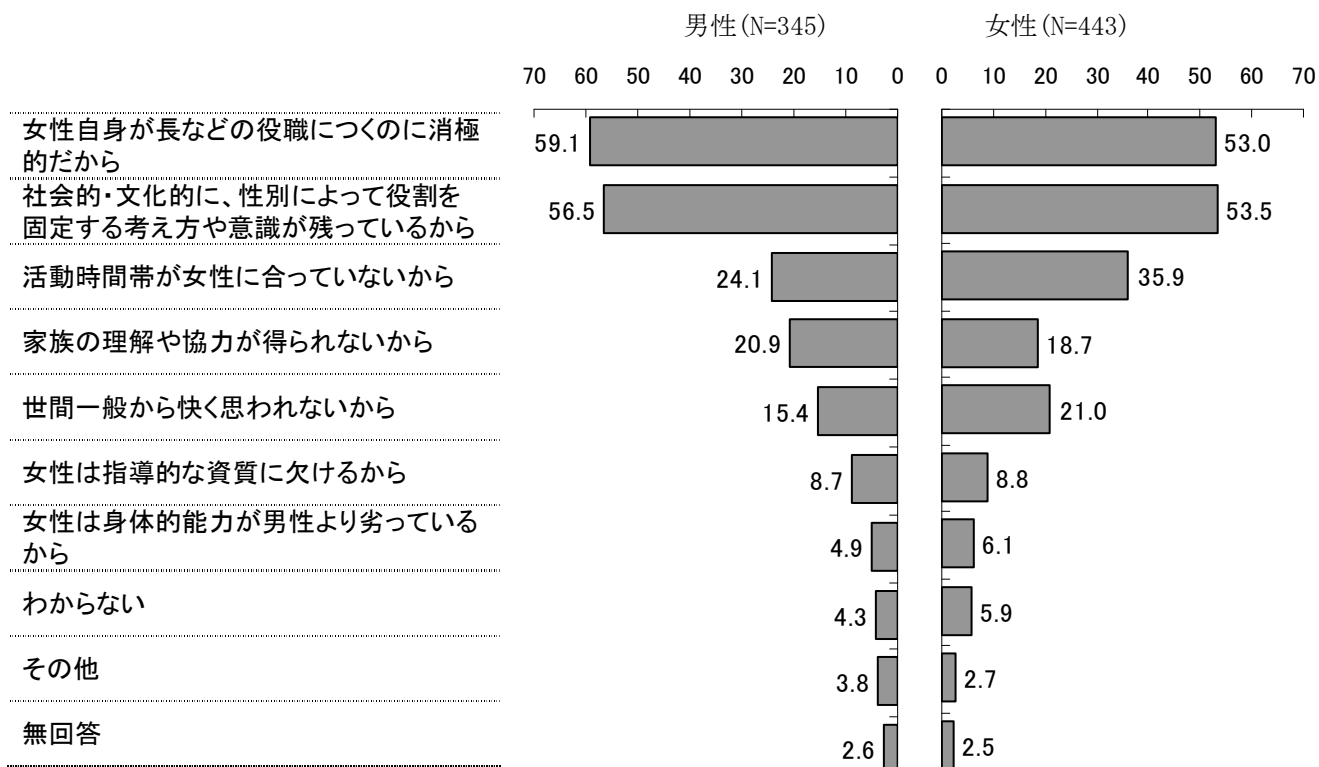
また、東日本大震災では、被災者への支援や避難生活においては、女性の視点が重要であることが再確認されました。今後は、一人でも多くの女性の参加のもと、男女共同参画の視点からの防災活動の推進を図る必要があります。

#### 【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第 4 条 社会における制度又は慣行についての配慮

第 13 条 地域における男女共同参画の推進

### 女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由



資料：平成 25 年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査報告書（平成 25 年 8 月）

## 《施策の方向性》

### 〔1〕 地域の一員としての地域活動への男女の平等な参画促進

地域の一員として男女がともに地域活動に参画できるよう、啓発活動に努めます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
62	各自治会から推薦される各種委員における男女の構成比の見直し	各自治会が選出する委員等において、その構成がどちらかの性に偏ることのないよう、固定的な役割分担意識を払拭するよう啓発する。	地域づくりに男女がともに関わる男女共同参画の視点の重要性の啓発	継続
63	地域活動における男女共同参画意識の育成	防災、防犯、交通安全等の地域の安全活動への女性の参加の促進を図る。	地域の防災、安全活動などの分野への女性の視点、知識、経験の反映	継続
64	モデル地区事業の実施	男女共同参画の推進のため、コミュニティ単位等でモデル地区事業を年次的に実施する。	男女がともに参画するモデル地区事業の実施	新規

### 〔2〕 地域活動団体等の育成支援

男女共同参画を推進するため、地域活動団体の育成支援を行い、活動の活性化を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
65	男女共同参画啓発活動実施グループの育成、支援	男女共同参画に関する啓発活動を実施するグループを育成、支援する。	グループが地域で行う男女共同参画啓発活動への支援	継続

### 〔3〕 男女共同参画の視点を持った防災等の推進

災害時における男女共同参画の視点を持った防災活動の推進を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
66	地域の防災活動における女性の登用の促進	県の防災指導員への女性の登録や女性消防団員の入団の促進を図る。	地域の防災活動における男女共同参画の視点の反映	継続
(34)	避難所運営会議等への女性の登用促進 (再掲)	防災に女性の視点を反映させるため、女性の参画を促進する。	防災活動への男女共同参画の視点の反映	新規

## 基本的施策7 生涯を通じた男女の健康支援

### 《現状と課題》

女性は、妊娠・出産など産む性としての特性を備えているため、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。一方、男性は労働による過労など心身の健康を害する人も少なくありません。男女がともに互いの個性と能力を發揮し社会に参画するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。

女性については、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）は重要な権利のひとつとされています。望まない妊娠や性感染症などに対応するため、性や健康に対する情報提供や支援が必要となっています。

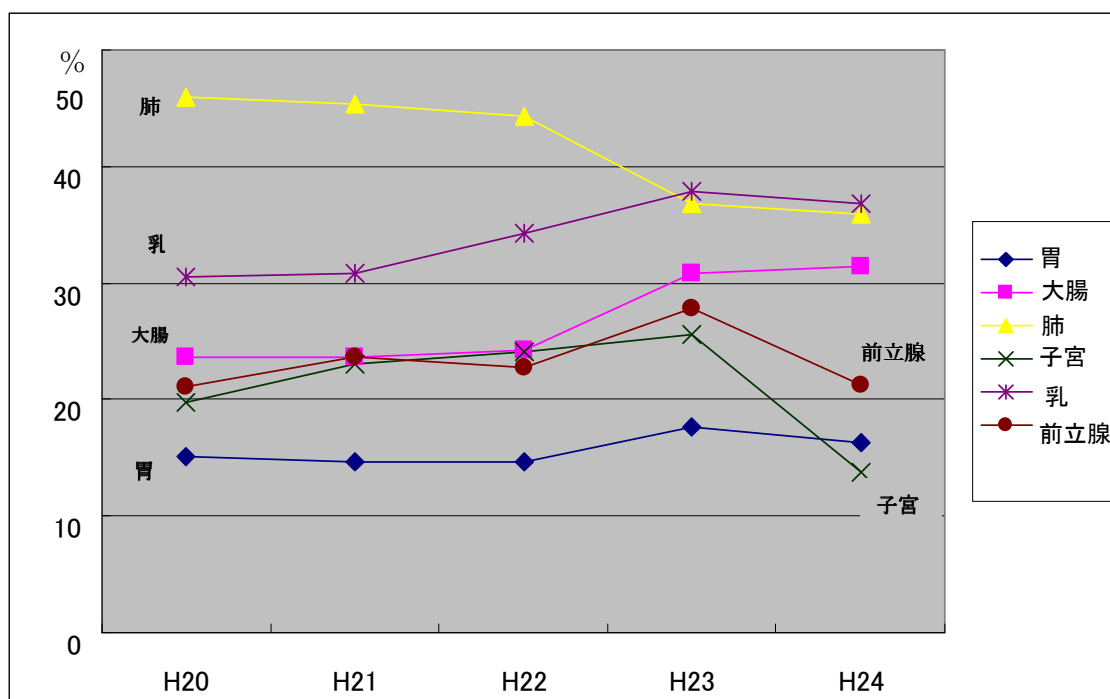
また、健康でいきいきとした生活を送るためには、性別にかかわらず、それぞれのライフステージに応じたスポーツなどの活動に取り組む環境づくりも重要となります。

【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第3条 男女の人権の尊重

第8条 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮

### 島田市のがん検診率



資料：健康づくり課調べ



## 《施策の方向性》

### (1) ライフステージに応じた健康支援

男女それぞれのライフステージに応じて、心身の健康の保持・増進を図るための健康づくり支援事業を推進します。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
67	性別・年齢に応じた各種検診等の推進	性別、年齢に応じた各種がん検診等を実施し、健康支援を行う。	性差や年代に配慮した健康支援	継続
68	男女の健康相談体制の充実	栄養、健康、精神等に関する各種相談を実施し、健康支援を行う。	性差に配慮した健康支援	継続
69	出産にかかわる講座や相談の実施	出産や育児に関する講座や育児相談等を実施し、健康支援を行う。	妊産婦に配慮した健康支援	継続
70	不妊治療に関する支援	不妊治療の相談、助成事業を実施する。	男女がともに不妊治療に臨める支援	継続
71	スポーツやサークル活動の促進	スポーツ教室・レクリエーション教室を開催し、スポーツを通して健康支援を行う。また、家族が参加しやすい講座を実施する。	生涯を通じて男女が健康を保持・増進できるようスポーツ活動に取り組む環境づくりの推進	継続

### (2) 性と生殖に関する知識の普及及び情報提供

妊娠・出産といった女性の特性についての正しい知識・情報を提供するとともに、生命尊重、人権尊重の視点に立った教育の充実・啓発に努めます。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
72	性感染症対策の推進	HIV 抗体検査・性感染症検査及び相談事業について周知する。	健康をおびやかす問題についての周知	継続
(18)	学校教育現場における性教育の推進・充実(再掲)	「自他の尊重を基本とした性教育」を各学年において実施する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの立場に立った性教育の推進	継続

## 基本的施策8 女性に対する暴力の根絶

### 《現状と課題》

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）※やセクシュアル・ハラスメントなど、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、外部から発見が困難な家庭内において行われることが多く、身体的暴力だけでなく心理的攻撃、性行為の強要等、自尊感情を傷付ける暴力により、多くの被害者が力を奪われ、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いことから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。他方、被害者自身が報復を恐れたり、「自分が悪いから」と自分を責めて相談をためらうことも多く、相談につながりにくい状況があります。

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』（DV防止法）の制定以降、国・地方自治体ではDV防止と被害者の支援に向けたさまざまな取組が進められてきました。平成19年の改正では、身体的暴力に加え、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力であると規定されました。しかしながら、静岡県が平成25年5月に実施した「DVの経験に関する調査」では、女性の16%が暴力を受けたり、身近に暴力を受けた人がいると回答しており、更なる対策が必要な状況です。

このため、暴力に対する社会的認識を強め、それを許さない社会意識の改革を積極的に推進する必要があります。また、被害者等が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、効果的な支援の推進については、関係機関の連携強化を図る必要があります。

また、就業意欲の低下、能力発揮の妨げになるセクシュアル・ハラスメント（※）、パワー・ハラスメント（※）などについては、人権問題であるという認識を深め、その防止対策について取り組むよう、事業所などに働きかける必要があります。

#### 【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例

第3条 男女の人権の尊重

第14条 性別による権利侵害の禁止

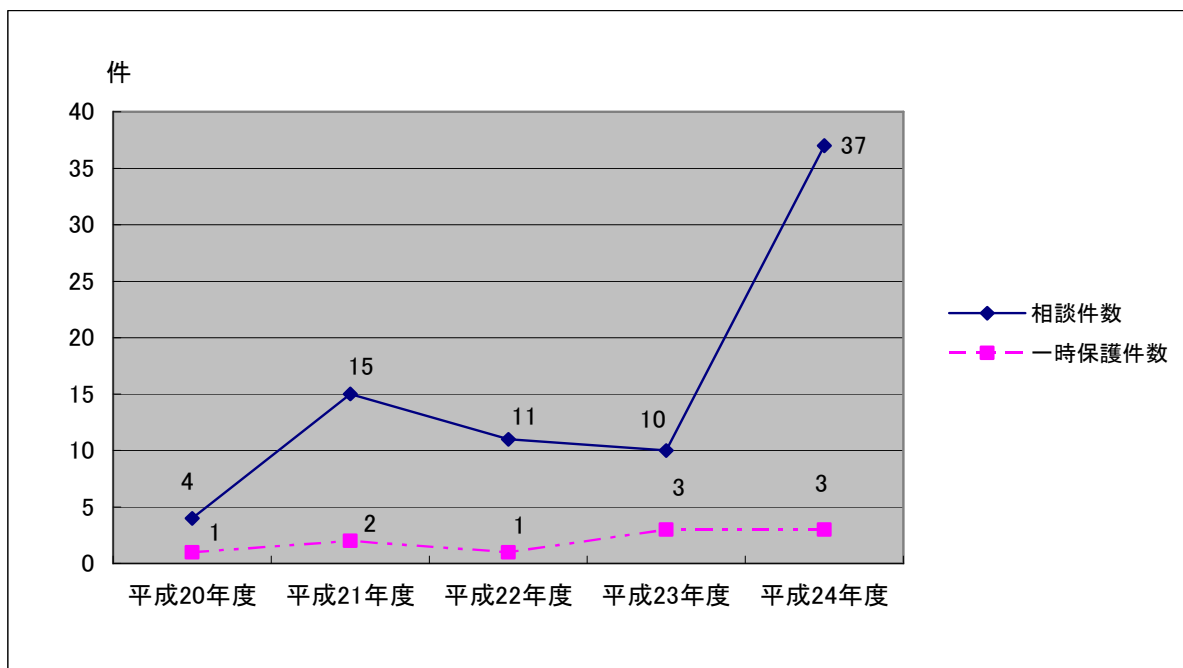
※ ドメスティック・バイオレンス

配偶者・パートナーからの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

※ パワー・ハラスメント

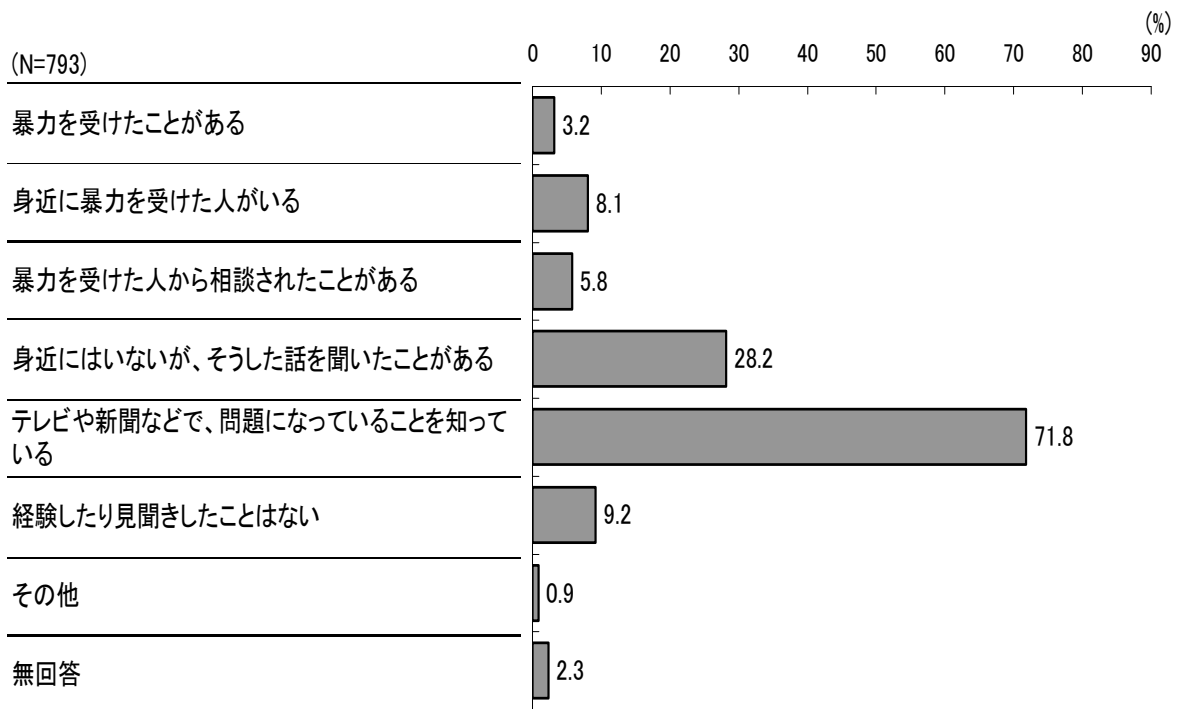
職場の上司など権限を持つ者が、立場の弱い部下などに対して、力にものを言わせて無理難題を強要したり、私生活へ介入したり、時には人権の侵害にあたるような嫌がらせを繰り返し行うこと。

**島田市のDVの相談受付件数及び一時保護件数**



資料：児童課調べ

## DVの経験



資料：平成 25 年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査報告書(平成 25 年 8 月)

## 《施策の方向性》

### (1) 女性に対する暴力根絶に向けた啓発、教育の充実

様々な機会を通じて、人権侵害としてのDVへの認識を深め、女性に対する暴力を許さない社会づくりのための啓発を推進するとともに、若い世代に向けた意識醸成を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
73	女性に対する暴力根絶に向けた啓発の推進	男女共同参画週間や人権週間に合わせて、男女の人権尊重の啓発活動を実施する。 また、女性に対する暴力をなくす運動や児童虐待防止推進月間に合わせて暴力根絶の啓発事業を実施する。	女性に対する暴力根絶に向けた正しい理解の促進	継続
74	人権教育の推進と若年層へのDV防止啓発	小中学校における男女平等・人権教育出前講座を開催する。 また、高校生、教職員等を対象にデートDV(※)防止に関する啓発、講座を開催する。	人権尊重・男女平等について考える機会の提供と女性に対する暴力根絶に向けた正しい理解の促進	新規
75	暴力根絶に対する環境の整備	暴力的な表現のある書籍・DVD等の有害図書類については、青少年への販売、貸出しの制限を業者へ依頼する。	誤った性情報や暴力的な図書類への接触の制限	継続

※ デートDV

同棲していない恋人同士での身体的・精神的な暴力のこと。特に、10代20代の若いカップル間で起こるDVを指す。

## (2) 相談体制の充実と関係機関との連携

被害者が一刻も早く相談窓口の存在を知り、安心して相談することができるように相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

また、島田市要保護児童対策地域推進協議会の専門部会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するために有効な連携・協力体制の強化を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
76	相談体制の充実	DV等に関する相談窓口や支援情報の周知を図るとともに、相談担当者及び関係職員の資質の向上に努め、体制の充実を図る。	女性が利用しやすい環境の整備	継続
77	関係機関との連携強化	DV等に関する相談について、庁内関係課はもとより、警察、女性センターなどの関係機関のほか学校や医療機関などとの連携強化を図る。	被害者の立場を最優先にした対応	継続

## (3) 被害者の安全保護と自立支援

通報の努力義務への理解の浸透を図るとともに、被害者については、まずは安全を確保し、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていきます。必要な場合には、速やかに一時保護につなげるとともに、被害者の個人情報の管理に細心の注意をはらい、安全対策に十分配慮します。

また、被害者が自立して新たな生活を始めるための支援、心身の健康に関する支援、子どもへの支援等、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
78	DV防止法制度や支援制度の啓発の推進	DV防止法に基づく通報についての理解の浸透を図るとともに支援制度について情報提供や啓発を行う。	法律の趣旨や制度の正しい理解の促進	新規
79	被害者の安全確保	関係機関等と連携し、DV等被害者の保護体制の強化・充実を図る。	被害者の立場を最優先にした対応	新規
80	被害者の自立支援	関係機関等と連携し、DV等被害者の自立支援体制の強化・充実を図る。	被害者の立場を最優先にした対応	新規

#### (4) セクシャル・ハラスメント等の防止対策の推進

職場、学校などのさまざまな場におけるセクシャル・ハラスメント等の防止に向けて、啓発や研修会の開催などによる防止対策を推進します。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
81	セクシャル・ハラスメント防止の推進	企業、団体等に向けて、セクシャル・ハラスメント防止について、情報提供や啓発を推進する。	被害者等の立場を最優先にした対応	継続
82	セクシャル・ハラスメント対策の推進	市職員や教職員に対し、セクシャル・ハラスメント等の防止の研修を実施する。 また、被害者の相談体制の整備を行う。	職員一人ひとりのセクハラ等の防止意識の醸成	新規

## 基本的施策9 国際的視野の下での男女共同参画

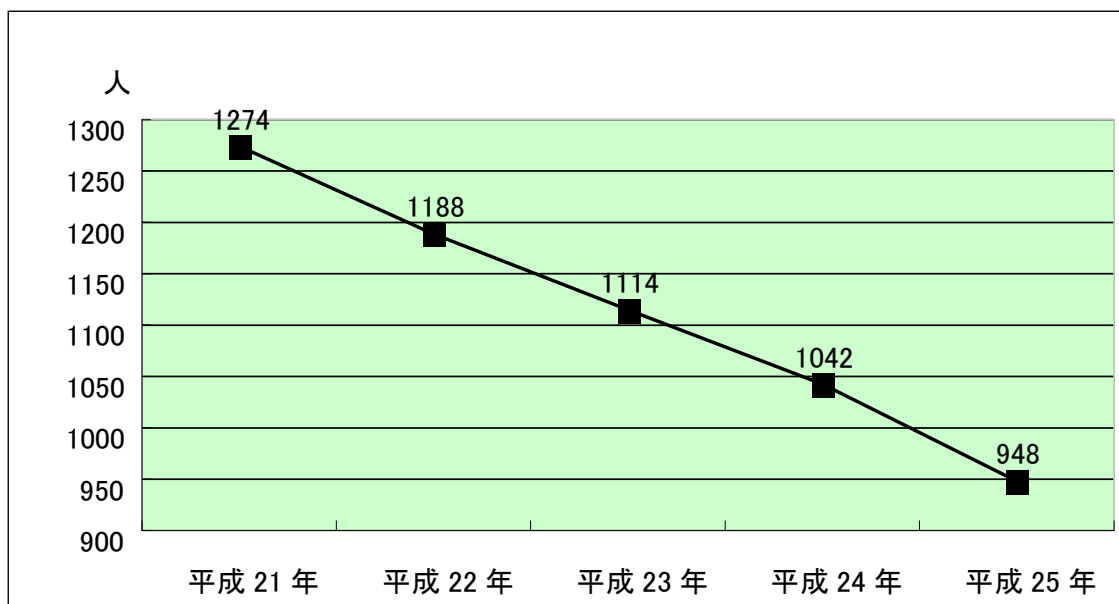
### 《現状と課題》

男女共同参画社会づくりは、国際社会の様々な取組と密接な関係があり、男女共同参画に関する国際的な動向について関心と理解を深め、その成果を積極的に反映させていくことが重要です。そのため、友好都市との国際交流活動や国際理解教育等を通して国際理解を推進する必要があります。

また、本市においても多くの外国人が住んでおり、ともに地域社会の一員として性別・国籍を問わずにまちづくりに参画できる環境づくりを進めるため、在住外国人の人権を尊重し、相互理解を促進する必要があります。

【関連条文】 島田市男女共同参画推進条例  
第7条 国際的視野の下での男女共同参画

### 外国人登録者数の推移



資料：市民課調べ



## 《施策の方向性》

### (1) 国際的な動向を踏まえた男女共同参画の推進

男女共同参画に関する国際社会の情報の収集、提供を行うとともに、在住外国人に対し情報の提供や支援事業を推進します。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
83	諸外国の情報提供及び啓発の推進	男女共同参画に関する国際的な先進事例等の情報を収集し、発信する。	市民にわかりやすい情報の提供	継続
84	外国人の生活基盤の整備	在住外国人向けの行政情報やパンフレット等を作成・配布し、外国語による情報提供を行う。 また、外国人を対象とした日本語教室を開催する。	男女を問わず外国人の言語のハンディキャップの軽減	継続
85	外国人児童生徒に対する支援	外国人児童生徒相談員等が学校を訪問し、児童生徒への適応指導や指導教員への助言・援助を行う。	男女を問わず外国人の言語のハンディキャップの軽減	継続

### (2) 国際交流等を通しての多様な価値観の理解促進

国際交流や国際理解教育を通じて、性別や国籍による差別意識を払拭するとともに、多様な文化や価値観について理解の促進を図ります。

番号	項目	内容	男女共同参画の視点	分類
86	国際的人材の育成	全小中学校において国際理解教育【ALT 訪問】(※)を実施する。また、総合的な学習の時間等を利用して、国際経験豊富な講師を招いて講演会等を開催する。 図書館において、幼児向けの外国語による読み聞かせ事業を開催する。	男女共同参画の視点に立った国際理解教育の推進	継続
87	国際交流活動の推進	国際理解を深めるため、国際交流事業への市民参加を促進する。	性別にこだわらない会員・役員の拡大	継続

※ ALT (Assistant Language Teacher)

外国語教育で、会話の指導などに当たる外国人補助教員のことをいう。